

毎週火、金曜日発行(但休日等あるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県海面漁業調整規則の一部改正
 - 鳥取県内水面漁業調整規則の一部改正
 - 鳥取県小型機船底びき網漁業調整規則の一部改正
 - ◇告示 果樹及びなたねにかかる霜雪害対策事業補助金交付要綱
 - ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- 昭和三十四年度県立幼稚園の園児の募集要項

規則

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年十二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十一号

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県海面漁業調整規則(昭和二十六年十二月鳥取県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。
第三十八条表中「湮」を「海里」に改める。

附 則

この規則は、昭和三十四年一月一日から施行する。

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年十二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十二号

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県内水面漁業調整規則(昭和二十六年十二月鳥取県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二十八条表中「(約五〇分)」を削る。

附 則

この規則は、昭和三十四年一月一日から施行する。

鳥取県小型機船底びき網漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年十二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十三号

鳥取県小型機船底びき網漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県小型機船底びき網漁業調整規則(昭和二十七年三月鳥取県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条中「(九尺九寸)」及び「(十九尺八寸)」を削る。

第二十七条表中「漚」を「海里」に改める。

附 則

この規則は、昭和三十四年一月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六百二十二号

果樹及びなたねにかかる霜雪害対策事業補助金交付要綱を次のように定める。

昭和三十三年十二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

果樹及びなたねにかかる霜雪害対策事業補助金交付要綱

第一 知事は、昭和三十三年三月及び四月において発生した霜雪害の対策として果樹園又はなたねほ場に關する指定市町村(別表)が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に關しては、鳥取県補助金等交付規則(昭和三十三年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」といふ。)によるほか、この要綱の定めるところによる。

第二 第一に規定する事業の種類、対象ほ場、当該事業に要する経費及び補助対象経費の額並びにその補助率は、次のとおりとする。

一 果樹病虫害防除薬剤費補助

1 対象ほ場

霜雪害による被害率が三十%以上である果樹園(以下「被害果樹園」という。)の面積の合計が果樹園の総面積の二十%以上を占める市町村又は果樹の種類が同じである被害果樹園の面積の合計が当該果樹の種類別の果樹園の総面積の二十%以上を占める市町村であつて知事が指定するもの(果樹園に關する指定市町村)の区域内にある霜雪害による被害果樹園又は当該果樹の種類別の被害果樹園

2 経 費

農家が対象ほ場の果樹の病虫害の共同防除を被害直後から八月三十一日までに行つた場合において、その共同防除に使用した農薬を購入するために要した経費に対し市町村が補助を行う場合における

る当該補助に要する経費

3 補助対象経費の額

五百六円四十銭に病虫害防除を行つた当該対象ほ場の反數を乗じて得た額の範囲内における共同防除に使用した農薬の購入に要した経費(市町村長又は農業協同組合等の団体の長が確認したものに限る。)の額

4 補助率

既耕地 二分の一以内 開拓地 三分の二以内

二 なたね病虫害防除薬剤費補助

1 対象ほ場

霜雪害による被害率が三十%以上であるなたねのほ場(以下「なたねの被害ほ場」という。)の面積の合計が、なたねの作付面積の二十%以上を占める市町村であつて、知事が指定するもの(なたねのほ場に關する指定市町村)の区域にあるなたねの被害ほ場

2 経 費

農家が対象ほ場のなたねの病害虫の共同防除を被害直後から四月三十日までに行つた場合において、その共同防除に使用した農薬を購入するために要した経費に対し市町村が補助を行う場合における当該補助に要する経費

3 補助対象経費の額

三百七十五円に病害虫防除を行つた当該対象ほ場の反数に乗じて得た額の範囲内における共同防除に使用した農薬の購入に要した経費(市町村長又は農業協同組合等の団体の長が確認したものに限り)の額

4 補助率

既耕地 二分の一以内 開拓地 三分の二以内

三 果樹樹勢回復肥料費補助

1 対象ほ場

果樹病害虫防除薬剤費補助の例による。

2 経費

農家が対象ほ場の果樹の樹勢回復のため平年度の

施用量をこえて被害直後から七月十日までの間に肥料の増投を行つた場合において、その増投部分の肥料を購入するために要した経費に対し市町村が補助を行う場合における当該補助に要する経費

3 補助対象経費の額

増投分の肥料のうち、磷酸質肥料については十四円八銭、カリ質肥料については二十八円四十銭に反当りの増投量(磷酸質肥料については過磷酸石灰換算量とし、その換算量が十八・七五キログラムをこえるときは十八・七五キログラム、カリ質肥料については硫酸カリ換算量とし、その換算量が七・五キログラムをこえるときは七・五キログラム)に増投した反数に乗じて得た額の合計額の範囲内における肥料の購入に要した経費(市町村長又は農業協同組合等の団体の長が確認したものに限り)の額

4 補助率

既耕地 三分の一以内 開拓地 二分の一以内

四 なたね草勢回復肥料費補助

1 対象ほ場

なたね病害虫防除薬剤費補助の例による。

2 経費

農家が対象ほ場のなたねの草勢回復のため平年度の施用量をこえて被害直後から四月三十日までの間に肥料の増投を行つた場合において、その増投部分の肥料を購入するために要した経費に対し市町村が補助を行う場合における当該補助に要する経費

3 補助対象経費の額

二十二円四十銭に反当りの肥料増投量(硫安換算量とし、その換算量が十八・七五キログラムをこえるときは十八・七五キログラム)に増投した反数に乗じて得た額の範囲内における肥料の購入に要した経費(市町村長又は農業協同組合等の団体の長が確認したものに限り)の額

4 補助率

既耕地 三分の一以内 開拓地 二分の一以内
2 前項の事業にかかる県の補助金の一回当りの合計額が三百円に達しない被害農家に対し、市町村が補助を行う場合における当該補助に要する経費は、前項の規定にかかわらず、県の補助金の対象としないものとする。
第三 規則第五条の規定による補助金等交付申請書は、別記様式第一号とし、昭和三十四年一月十二日までに正副二部を知事に提出しなければならない。
第四 規則第十八条の規定による実績報告書は、別記様式第二号とする。

附 則

この要綱は、昭和三十三年十二月二十七日から施行し、昭和三十三年三月以降に着手した事業から適用する。

別 表

果樹園に関する指定市町村
鳥取市、倉吉市、米子市、津ノ井村、園部町、岩美

町、福部村、郡家町、船岡町、河原町、八頭村、丹比村、若桜町、用瀬町、佐治村、智頭町、気高町、鹿野町、青谷町、羽合町、泊村、東郷町、三朝町、関金町、北条町、大栄町、由良町、東伯町、赤碓町、会見町、岸本町、伯仙町、淀江町、大山町、名和町、中山町

なたねのほ場に関する指定市町村
鳥取市、倉吉市、津ノ井村、園府町、岩美町、郡家町、船岡町、河原町、八頭村、羽合町、東郷町、関金町、大栄町、由良町、東伯町、赤碓町、西伯町、会見町、岸本町、伯仙町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町、中山町、溝口町

別記様式第一号

昭和33年度霜害対策事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

鳥取県知事 殿

市町村長 氏 名 宛

昭和33年度において、下記のとおり霜害対策事業を実施したいので、果樹及びなたねにかかる霜害対策事業補助金交付要綱により補助金 円を交付されたく申請します。

1 果樹病害虫防除薬剤費補助(様式A)

(1) 事業の目的

記

(2) 事業の内容及び経費の配分

- イ 事業の実施方法
- ロ 果樹病害虫防除計画(又は実績)

区 分	作 付 面 積 (A)	30%以上被害面積 (B)	(B)/(A)	病害虫防除面積	備 考
既 耕 地	町	町	%	町	
開 拓 地					
計					

ハ 農業の種類別所要量

区 分	農業の種類	病害虫防除面積	農 業 施 用 量		購 入 金 額	備 考
			反 当	計		
既 耕 地		町	キログラム	キログラム	円	円
開 拓 地						
計						

ニ 事業経費の配分及び負担区分

区 分	事業経費	負担 区 分				備 考
		国 費	県 費	市町村費	団 体 費	
既 耕 地	円	円	円	円	円	
開 拓 地						
計						

- (3) 事業の効果 (ただし、実績報告のみ)
- (4) 事業完了年月日
- (5) 収支予算 (又は精算)

収 入 の 部

区 分	本年度予算額 (又は精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金	円	円	円	円	
県 費					
計					

支 出 の 部

区 分	本年度予算額 (又は精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
果樹病害虫防除 薬剤費補助金	円	円	円	円	
計					

(注) なたね病害虫防除薬剤費補助は (様式A) に準ずる。

2 果樹樹勢回復肥料費補助 (様式B)

- (1) 事業の目的
- (2) 事業内容及び経費の配分
 - イ 事業の実施方法
 - ロ 果樹樹勢回復肥料の施用計画 (又は実績)

区 分	作 付 面 積 (A)	50%以上被覆面積 (B)	比 較		備 考
			(A)/(B)	%	
既 耕 地	町	町			
開 拓 地					
計					

ハ 肥料の種類別施用量

区分	肥料の種類	樹勢回復肥料 施用面積	施用		量計	購入 単価	金額 計	備考
			反当	キログラム				
既耕地			町	キログラム				
開拓地								
計								

ニ 事業経費の配分及び負担区分

区分	事業経費	負担区分					備考
		国費	県費	市町村費	団体会員担	その他	
既耕地	円	円	円	円	円	円	
開拓地							
計							

- (3) 事業の効果(ただし、実績報告のみ)
- (4) 事業完了年月日
- (5) 収支予算(又は精算)

収入の部

区分	本年度予算額 (又は精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比増		備考
			較減	備	
国库補助金	円	円	円	円	
県費					
計					

支出の部

区分	本年度予算額 (又は精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比増		備考
			較減	備	
果樹樹勢回復肥料費補助金	円	円	円	円	
計					

(注) なたね草勢回復肥料費補助は(様式B)に準ずる。

別記様式第二号

昭和33年度霜雪害対策事業実績報告書

年 月 日 番 号

鳥取県知事

殿

市町村長 氏

名 園

昭和 年 月 日付第 号で交付決定通知のあつた果樹及びたねにかかると霜害対策事業を実施したので、果樹及びたねにかかると霜害対策事業補助金交付要綱によりその実績を報告する。

記

(別記様式第一号の記様式A及びBに準ずる。)

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十八号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十三年十二月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦

一 日時 昭和三十四年一月七日 午前十一時

二 場所 鳥取県教育委員会 会議室

三 議題 1 昭和三十四年度予算について

鳥取県教育委員会告示第三十九号

昭和三十四年度県立幼稚園の園児を次の要項によつて募集する。

昭和三十三年十二月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦

一 園児募集校 鳥取市東町八十番地

二 募集人員 約 一八〇名

三 応募資格 昭和二十八年四月二日から昭和二十九年四月一日までに出生したものに限り。

四 出願手続

(小学校就学前一年のもの)

1 願書の交付及び受付

昭和三十四年一月二十日(火)から一月三十一日(土)までの、午前九時から午後四時までとする。ただし、日曜日は除く。土曜日は正午までとする。

2 願書の交付若しくは受付の際、園児の選抜に關し必要な指示を行う。

五 選抜方法

1 志願者が募集人員を超過した場合は選抜を行う。

2 昭和三十四年二月八日(日)午前九時から同幼稚園において、父兄および応募者との面談を行い選抜する。

六 入園許可者の発表は昭和三十四年二月九日(月)正午、同幼稚園において行う。